

令和元年第4回区議会定例会

議案説明資料

※議案第70号、75号、76号については資料なし

(議案第68号)

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

<改正の趣旨>

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)により、個人番号は、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であつて条例で定めるものの処理に関して利用することができることとされていることから、「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を制定し、独自に個人番号を利用する事務等を定めているところである。

このたび、番号法の一部が改正され、個人番号を利用することができる事務に「子育てのための施設等利用給付」の支給に関する事務が追加されたこと等を受け、区は、更なる区民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、特定個人情報を利用できる事務を追加すること等とした。

このことに伴い、個人番号を利用することができる事務等を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、この条例案は、さきに区民等の意見提出手続を実施したほか、「杉並区情報公開・個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を踏まえて、作成したものである。

<改正の概要>

- 1 「外国人に対する生活保護法に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務」を新たに個人番号を利用することができる事務とする。(別表第1)
- 2 「外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施等に関する特定個人情報」を「子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務」のために利用することができること等とする。(別表第2)

<実施の時期>

公布の日

(議案第69号)

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方公務員法等の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることがないように、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する、いわゆる欠格条項を削除すること等とされた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。
なお、関連する7件の条例について、条建てで改正することとする。

<改正の概要>

- 1 第1条による杉並区職員の給与に関する条例の一部改正
期末手当及び勤勉手当について、職員が基準日前1箇月以内に成年被後見人等に該当し、失職した場合に、これらの手当を支給することとする規定を削除する。(第29条、第29条の2及び第30条)
- 2 第2条による杉並区職員の旅費に関する条例の一部改正
旅費の不支給に係る規定で引用している地方公務員法の条項を改める。(第3条)
- 3 第3条による杉並区職員の退職手当に関する条例の一部改正
成年被後見人等に該当し、失職した者を退職手当の支給制限の処分の対象外とする規定を削除する。(第18条)
- 4 第4条による杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
期末手当について、会計年度任用職員が基準日前1箇月以内に成年被後見人等に該当し、失職した場合に、当該手当を支給することとする規定を削除する。(第16条及び第30条)
- 5 第5条による杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正
家庭的保育者の資格要件に係る規定で引用している児童福祉法の条項を改める。(第23条)
- 6 第6条による杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正
期末手当及び勤勉手当について、職員が基準日前1箇月以内に成年被後見人等に該当し、失職した場合に、これらの手当を支給することとする規定を削除する。(第27条、第28条及び第30条)
- 7 第7条による杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正
期末手当及び勤勉手当について、職員が基準日前1箇月以内に成年被後見人等に該当し、

失職した場合に、これらの手当を支給することとする規定を削除する。(第29条、第30条及び第32条)

<実施の時期等>

- 1 令和元年12月14日から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第2項)

(議案第71号)

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、児童館の機能等の継承・発展を図る取組を段階的に進めるとともに、小学校等に機能を移転・継承した後の児童館施設を有効に活用するよう取り組んでいるところである。

このたび、同計画に基づき、児童館の機能を、杉並区立高円寺北児童館については、「高円寺学園」及び「杉並区立子ども・子育てプラザ高円寺」等の施設に、杉並区立東原児童館については、杉並第九小学校等の施設に、それぞれ、移転・継承することとした。

また、児童館の機能のうち、小学生の放課後等の居場所の機能を、杉並区立堀ノ内南児童館については、大宮小学校及び済美小学校の施設に、杉並区立浜田山児童館については、浜田山小学校の施設に、それぞれ、移転・継承すること等としたほか、機能移転後の児童館施設を活用し、学童クラブ等を実施することとした。

このことに伴い、高円寺北児童館等を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

高円寺北児童館、堀ノ内南児童館、浜田山児童館及び東原児童館に係る規定を削除する。
(別表2)

<実施の時期等>

- 1 令和2年4月1日から施行する。(附則第1項)
- 2 杉並区行政財産使用料条例の一部改正(附則第2項)
堀ノ内南児童館及び東原児童館の目的外使用料に係る規定を削除する。(別表第2)

(議案第72号)

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき、児童館施設を再編し、子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行う「子ども・子育てプラザ」の整備を進めているところである。

このたび、同計画に基づき、杉並区立高円寺中央児童館を改修し、子ども・子育てプラザを設置することとした。

このことに伴い、その名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名 称	杉並区立子ども・子育てプラザ高円寺
位 置	杉並区高円寺南二丁目52番2号
敷地面積	601.30㎡
建築面積	349.58㎡
延床面積	607.91㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 地上2階建て
施設内容	1階 乳児室、一時預かり託児室、多目的室等 2階 幼児室、遊戯室、多目的室等

<改正の概要>

子ども・子育てプラザ高円寺の位置を「杉並区高円寺南二丁目52番2号」と定める。
(別表)

<実施の時期等>

- 1 規則で定める日(令和2年9月を予定)から施行する。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)
- 3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部改正(附則第3項)
高円寺中央児童館に係る規定を削除する。(別表2)

(議案第73号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、西永福駅周辺について、これまで自転車駐車場を整備する適地が確保できなかったことから、暫定的に道路上等に自転車を駐車する登録制の自転車置場等を設置しているところである。

このたび、浜田山一丁目の土地を自転車駐車場用地として取得したことから、西永福駅の登録制の自転車置場等を廃止し、自転車駐車場を設置することとしたところであるが、同駅の北側についても、民有地を賃借できることとなったことから、同駅の南北両側の駐車需要に対応できるよう、新たに自転車駐車場を設置することとした。

このことに伴い、自転車駐車場3箇所の名称及び位置を定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

<施設の概要>

名称及び位置	規模	構造	使用形態	台数
杉並区立西永福北自転車駐車場 (杉並区永福三丁目55番7号)	敷地面積 188.81 m ²	1階 屋根無	定期使用 1回使用	82台
杉並区立西永福南第一自転車駐車場 (杉並区永福三丁目38番10号)	敷地面積 161.99 m ²			79台
杉並区立西永福南第二自転車駐車場 (杉並区浜田山一丁目33番3号)	敷地面積 680.38 m ²			325台

<実施の時期等>

- 1 西永福南第一自転車駐車場及び西永福南第二自転車駐車場に関する部分は令和2年4月1日と、西永福北自転車駐車場に関する部分は同年2月1日とする。(附則第1項)
- 2 必要な準備行為について定める。(附則第2項)
- 3 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例の一部改正(附則第3項)自転車置場等の利用に係る規定を削除する。(第3章)

(議案第74号)

令和元年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算は、商店会による補助金不正受給に係る区への返還金等の歳入のほか、(仮称)子ども・子育てプラザ高円寺の整備に要する経費や、特定空家等の除却に要する経費、狭あい道路拡幅整備助成の実績増に伴う追加経費など、新たな事情の変化や緊急性等の観点から計上するものです。

【概要】

補正事業 8事業 2億1,512万円

【歳出予算】

○商店街支援	181千円
○都市農地確保	4,600千円
○老人ホームの入所	23,700千円
○保育施設の整備	900千円
○(仮称)子ども・子育てプラザ高円寺の整備	70,300千円
○空家等対策の推進	3,300千円
○狭あい道路拡幅整備	33,000千円
○小学校の運営管理	79,139千円

【歳入予算】

○特別区税	180,001千円
○国庫支出金	2,666千円
○都支出金	2,666千円
○諸収入	29,787千円

【債務負担行為】

○追加

No.	事項	期間	限度額
1	地域コミュニティ施設の整備((仮称)東原地域コミュニティ施設整備工事)	令和2年度まで	181,000千円
2	指定管理者制度によるゆうゆう今川館の管理運営	令和6年度まで	19,000千円
3	保育施設の整備(施設整備地既存建物解体設計)	令和2年度まで	3,000千円
4	(仮称)子ども・子育てプラザ高円寺の整備	令和2年度まで	106,000千円
5	空家等対策の推進(特定空家等除却等工事)	令和2年度まで	6,000千円
6	小学校の運営管理(済美養護学校校舎増築その他工事)	令和2年度まで	128,000千円
7	指定管理者制度による南荻窪図書館の管理運営	令和6年度まで	340,000千円
8	指定管理者制度による下井草図書館の管理運営	令和6年度まで	363,000千円
9	指定管理者制度による今川図書館の管理運営	令和6年度まで	331,000千円